

募集要項にかかる昨年度からの変更点及び留意事項

1. 昨年度からの変更点

①要求水準書 8.従事者の配置及び 13.配送自動車の取扱いについて

安全運転管理者の選任及び選任に係る費用負担について、新たに明記しました。

②新型コロナウイルス感染症について

感染状況によっては、選考方法における「オンラインでのプレゼンテーション」又は「書類による審査」への変更、委託調理場見学会における「見学会の開催方法」の変更、書類の受付における「郵送による提出を認める」、プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施に係る「マスクの着用」の文言を明記していましたが、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類移行にしたため、それらの文言を削除しています。

その他には、昨年度から大きな変更点はありません。

2. 留意すべき事項

①要求水準書 4.基本条件について

委託する業務内容は(1)のとおりです。なお、献立の作成及び食材の調達は市が行います。また、(3)のとおり、市所有の施設や配送車等を使用して業務を行っていただきます。施設や配送車の使用等を含め、経費負担区分は別表3をご確認ください。

②要求水準書 8.従業員の配置について

(6)のとおり、受配校で児童生徒に受渡しを行うところは、1名以上の人員を配置してください。児童生徒が食缶等を教室に持っていく補助や、アレルギー対応食の確実な受渡しの補助、給食後の食缶等の返却の補助、受渡室の清掃等の衛生管理などを行ってまいります。

③営業許可について

契約締結後、令和6年4月の業務開始までに保健所への申請及び許可が調理場ごとに必要となります。他市で既に業務を行っている場合でも必要になります。

3. 評価基準

①評価基準の一覧について

「評価項目」欄に記載のある事項について、提案漏れがありますと評価できません。また、「評価得点」欄の最低水準点を1つの項目でも下回った場合は失格となります。

②作業工程及び作業動線について

要領に示す献立内容等に沿って工程表・動線図を作成していただきますが、アレルギー情報に基づき、アレルギー対応食も考慮してください。

除去食対応を基本としますが、当日の献立の中で使用可能な食材があれば、児童生徒に応じたアレルギー対応食を提供してください。

工程表・動線図ともに任意の書式にて作成してください。(A3サイズでも可)

なお、実際に給食業務を行う際と同条件で作成してください。通常、手書きで作成する場合は、手書き作成して提案してください。

【事務局】

保健体育課 担当：奥村

TEL:089-948-6812